### → やま市国民健康保険被保険者の皆さまへ

### ■ 健康づくり課 国保年金係(Tel64-1529)

けします

国民健康保険の保険証

新しい保険証(うす緑の月1日に更新しま

月末までに簡易

保険証は簡易書留でお

8 月

1

- 日からの国民健康

各種限度額認定証をお持ちの人へ

認定証の有効期限は7月31日 金までです。

8月から申請を受け付けておりました

色は、 ださい。 たら、 します。 証(桃色)は、 書留(世帯主あて)で郵送 を8月 各自で処分してください。

記載内容をご確認く

保険証が届きまし

なお、

現在お持ちの保険

8月以降に

など、詳しくは問い合わせます。手続きが必要になりきは、手続きが必要になり載内容に変更が生じたと

ください。

54・1529) にお尋ねらは市役所国保年金係(版943・660、午前8時の上前8時のでは、8月3日からは市役所国保年金のでは、1000円のでは、 合、8月2日までは、大す。保険証が届かない場ら、各世帯に届き始めまり、各世帯に届き始めまり

# 8月は各種限度額認定証の更新月です【国民健康保険】

受付開始日

月1日(水

限度額適用・標準負担額減額認定証

### ■健康づくり課国保年金係(Tel64-1529)

※国保税に未納がある場合、

交付できない

引き続き必要な人は申請をしてください 定証の更新を7月1日冰から受け付けます。 が、混雑を緩和するため、**令和2年度は、認** 

象となります。 70歳以上の人について 場合があります。 市県民税非課税世帯の

また、

課税世帯でも、現役並

人が認定証の交付対

■対象となる認定証 みⅠ・Ⅱに該当する場合は対象となります。

標準負担額減額認定証 限度額適用認定証

申請場所 (認定証の発効期日は8月1日です)

▽高田支所 市民サービス係▽山川支所 市民サービス係

■必要書類 世帯主および対象者のマイナンバー 国民健康保険被保険者証 世帯主の印鑑

が わ

かるもの

▼ 長期入院の人は過去1年間のうち91日以上▼ 現在お持ちの各種認定証 ▼ 東方路の本人確認書類(名言言)

## ✓共下水道事業計画区域等変更の告示・縦覧を行います

(市役所本庁西館3階)

■ 上下水道課下水道係(TeL64-1533)

■整備期間

·変更前

平成12年度~平成32年度

▼事業計画区域(認可区域)

(土・日・祝日除く) 午前8時3分~午後5時7月3日俭~16日闲 告示日 ■縦覧期間 •変更後= 閲覧場所 平成12年度 月3日金

一令和7年度

覧を行います。 ▼変更後= ■事業計画区域(認可区域) (拡張区域34・2%) 変更前= 1 5 3 1 9 · 2 分力 4 於

可区域)等変更(案)の告示と縦公共下水道事業計画区域(認

## 8月からの被保険者証は簡易書留でお届けします【後期高齢者医療】

色)を提示してください。

医療機関で受診する際の医療

閲健康づくり課医療係(Tel64-1527)

です。

さき色)の有効期限は7月現在の被保険者証(うす

-月 31 日 ら

8月から後期高齢者医療

「被保険者証」が新しくなります

するときは、新しい被保険者証(水8月1日以降に医療機関で受診 の被保険者証を窓口で受け取っ場合は、通常より短い有効期限ただし、保険料の滞納がある 易書留で郵送します。 険者証(水色)を7 いただくことがあります 日から使用できる被保 月下旬に簡

は、

\* 7 とに、 は3割です。前年中の費の自己負担割合は、 自己負担割合を判定します かない人は、--月27日以降、 8月から翌年7月までの 。前年中の所得をも担割合は、1割また 8月2日まで被保険者証が

943・660、午前8時~午後は大牟田郵便局(20570・届かない人は、8月2日まで

で、

ます。 限度額適用認定証とは

新たに認定証の交付を希望する 申請が必要になります。

· BREBERBRERER

見本

\*\*\*\*

\*\*\*\* ----

> 効期限は、 認定証や限度額適用認定証の有限度額適用・標準負担額減額 用認定証」の更新は8月です

普通郵便で郵送します。 を被保険者証とは別に7月下旬に に認定証を発行できる条件の人に いる人で、 これらの認定証をすでに持って 8月1日からの新しい認定証 令和2年度も同じよう 7月31日です。

許証など)

認定証とは 限度額適用・標準負担額減額

食費・居住費の負担が軽減されの自己負担限度額や、入院時のの自己負担限度額や、入院時の機関窓口に提示すると、医療費機関窓口に提示すると、医療費

費の自己負担が限度額までとな診療を受ける際にかかった医療すると、入院または高額な外来あらかじめ医療機関窓口に提示 、所得が一定額未満の人が、負担割合が3割となる人の中

**準負担額減額認定証」、「限度額適** 後期高齢者医療「限度額適用・標

来庁者の写真付本人確認書類(免バーがわかるもの・来庁者の印鑑・ 被保険者証・被保険者のマイナン ▽高田支所 市民サー 申請場所 申請に必要なもの 健康づくり課 医療係 ービス係 -ビス係

保険料率が改定されます するものや入院期間を確認できるも ※非課税証明書など、収入額を証明 のが必要になる場合があります。

なっています 令和2年度および令和3年度の 後期高齢者医療制度の保険料率 2年に一度改定されることに

負担しています。 療給付費の1割を被保険者全員で 知らせします 保険料率が決まりましたので、 、県内一律の基準で算定し、医後期高齢者医療制度の保険料 お

令和 2·3 年度

55,687円

10.77%

64 万円

医療保険料額決定通知書」に記載付予定の「令和2年度後期高齢者す。保険料額の詳細は、7月に送「所得割額」との合計額になりま 総所得金額などに応じて負担する する「均等割額」と、被保険者のされ、被保険者全員が等しく負担 しますので、 保険料は、被保険者ごとに計算 ご確認ください ■後期高齢者医療保険料率の変更内容

増減 398 円減 0.06 ポイント減

2万円増

すので、医療係へ問い合わせくにより減免できる場合がありま付が困難となった場合は、申請災害や失業などで保険料の納 ▽保険料の減免制度について

■保険料額の算定方式(令和2・3年度)

均等割額

所得割額

賦課限度額

保険料額 所得割額 均等割額 (年額) [総所得金額等\*-33万円)] 55,687円 × 10.77% (所得割率) (10円未満切り捨て)

平成 30・31 年度

56,085円

10.83%

62 万円

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与 所得控除」、「事業収入一必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。